

輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入取引の認定について

照 会											
照 会 内 容 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">① 輸入貨物の品名</td> <td style="padding: 5px;">チーズ(税表分類: 第4類)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 照会の趣旨</td> <td style="padding: 5px;">輸入取引の認定及び課税価格の計算方法について照会するもの。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由</td> <td style="padding: 5px;">別紙1のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 関係する法令条項等</td> <td style="padding: 5px;">関税定率法第4条第1項本文</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 添付書類</td> <td style="padding: 5px;">照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</td> </tr> </table>	① 輸入貨物の品名	チーズ(税表分類: 第4類)	② 照会の趣旨	輸入取引の認定及び課税価格の計算方法について照会するもの。	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料
① 輸入貨物の品名	チーズ(税表分類: 第4類)										
② 照会の趣旨	輸入取引の認定及び課税価格の計算方法について照会するもの。										
③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。										
④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文										
⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料										

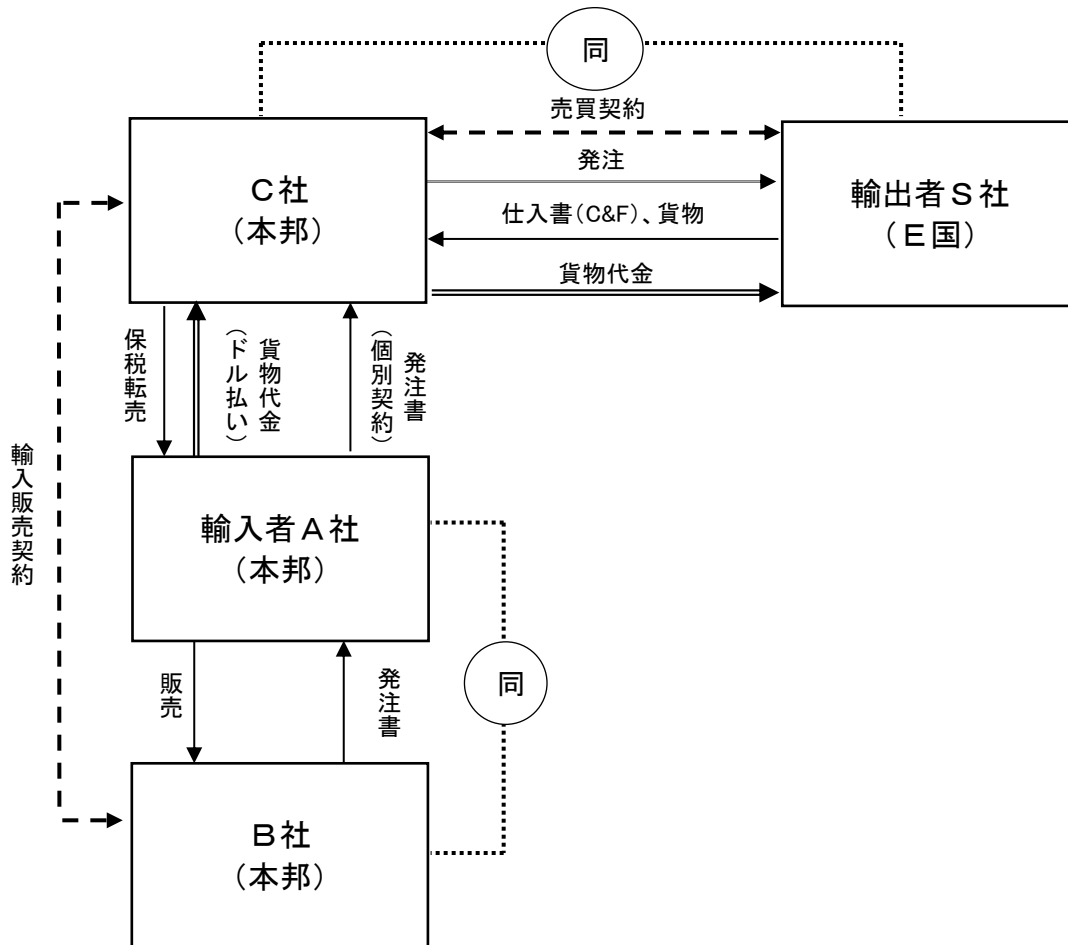
回 答			
回答年月日	令和3年6月17日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回 答 内 容	<p>別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。</p>		

目次

別紙1(照会)	3
1. 取引形態図	3
2. 取引の概要	3
3. 関税評価に対する照会者の見解	4
別紙2(回答)	5
【回答内容】	5
【理由】	5
1. 関係法令等	5
2. 輸入取引に係る検討	5
3. 結論	6

別紙 1 (照会)

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 輸入貨物と輸入取引の事情

輸入貨物は、A社が輸入申告し、親会社であるB社に販売したうえでB社が国内で販売するチーズ(以下「輸入貨物」という。)です。

A社は、C社がE国所在の輸出者であるS社から購入した輸入貨物を、本邦到着後保税地域に蔵置中に転得し、輸入申告を行います。

S社及びC社は共にE国所在法人の子会社であり、特殊関係にあります。取引価格への影響はありません。

(2) 契約等

C社は、輸出者であるS社と、輸入貨物を本邦に到着させることを目的とした売買を行うために「売買契約」を締結します。この中で、C社とS社は、輸入貨物の価格設定や引渡時期等の取引条件について合意しています。

保税転得者であり輸入者であるA社は、C社及びB社との間で締結された「輸入販売契約書」に規定される「本輸入業者」(C社が関連会社から購入した製品の販売先であり、本邦における当該製品の輸入及び販売を独占的に行う者)としてB社から指定され、当該契約に基づき輸入貨物をC社から保税転得の上、B社に販売し、B社が国内販売を行います。C社とB社は当該契約により輸入貨物について、支払い、需要予測の通知、需要予測に基づく注文数量、仕様及び品質の検査、競合の禁止、商標の使用、契約期間等について合意しています。

(3) 値決め

C社は、S社との「売買契約」に基づき、S社からメールにより通知される購買費用に、別途メールにより通知される内部利益率を乗じた価格(C&F 条件、ドル建て)を取引価格として確定し、S社から輸入貨物を購入します。

B社は、C社と協議し、C社がA社に対して保税転売する際の各年度における価格(ドル建て)について合意します。この価格には、C社の手数料、金利相当額、輸入諸掛費用が含まれています。

(4) 発注及び個別契約の成立

B社及びC社は、輸入販売契約に基づき輸入品需給会議を開催し、A社も交えて輸入貨物の発注計画、販売状況、今後の予測、在庫確認、納期等について協議します。

B社は、協議内容等を踏まえ、A社に対し、輸入貨物の規格、数量、製造時期、揚地、入港口、使用するコンテナ等を記載した発注書により発注を行います。

A社は、B社から受領した発注書を基に、C社に対し、輸入貨物の発注を行います。

C社は、A社から発注書を受領し、S社に輸入貨物の発注を行います。C社からの発注は、A社からC社へ発注された内容に沿って、自社システムによりS社に通知することで行われます。この自社システムに入力された段階でC社とS社の個別契約が成立します。

(5) 貨物の輸入

S社は、C社から発注を受けた貨物を製造し、C社宛に送り出します。S社が輸出者であり、仕入書及びB/Lの宛先はC社です。仕入書は上記(3)でC社と合意した価格(C&F 条件、ドル建て)で作成されます。海上運送の手配・契約はS社が行い、海上保険はC社が付保します。

C社は、本邦へ到着した貨物を上記(3)でB社と合意した価格(ドル建て)でA社へ保税転売し、保税地域において、所有権並びに損失及び損害のリスクが移転します。

(6) 支払い

A社はC社から、貨物受領の月末締め翌月末支払いの請求書を送付され、上記(5)のドル建ての価格を支払います。C社は輸入貨物の船積後45日以内にS社へ上記(5)の仕入書価格を支払います。

(7) クレーム処理

① クレーム報告の基本的な流れは以下の通りです。

(ア) B社よりA社宛に、クレーム分析及び報告書の作成が依頼されます。

(イ) A社はそれをC社経由でS社へ依頼します。

(ウ) S社は調査後報告書を作成し、C社へ送付します。C社はこの報告書をA社宛に送付します。

(エ) A社は内容を確認後、B社へ送付します。

② 損害賠償請求

損害賠償請求は、B社からA社、A社からC社、C社からS社の流れで行われます。

③ 損害賠償支払

損害賠償支払は、S社からC社、C社からA社、A社からB社の流れで行われます。

輸入貨物の損失又は損害のリスクは、「売買契約」に基づき、S社及びC社が負担します。

3. 関税評価に対する照会者の見解

① 輸入取引並びに売手及び買手の認定

C社とS社との売買が関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引で、C社が買手、S社が売手となる。

② 輸入貨物の課税価格

関税定率法第4条第1項及び同項第1号の規定により、S社からC社宛て仕入書価格(C&F条件、ドル建て)にC社が支払う保険料を加えた額となる。

別紙 2（回答）

【回答内容】

C社とS社との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、C社が買手、S社が売手であると認められます。

この場合、本件輸入貨物の課税価格は、C社がS社に対し支払う仕入書価格（C&F条件）にC社が支払う海上保険料を加えた額となります。

【理由】

1. 関係法令等

- (1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。
- (2) 関税定率法基本通達（以下「通達」という）4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点をもつ者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。
- (3) 通達4-1(2)において、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となるとされています。
- (4) 通達4-1(3)において、輸入取引における「買手」及び「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいい、具体的には、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とされています。

2. 輸入取引に係る検討

(1) C社とS社との取引について

C社は、S社と特殊関係にあります。C社は、「売買契約」において、両者は独立した契約者であり、いかなる目的上も相手方の代理人とはみなされないとされ、また最低数量といった購入義務もC社には課せないと定められています。さらにC社は、S社から提示される価格を踏まえ、C社の手数料、金利相当額、輸入諸掛費用を加えた額を保税転売額としてB社と合意しており、自己の計算により販売を行っているとして認められます。これらのことから、本件取引において、C社はS社の代理人として活動しているとは認められません。

C社は、「売買契約」において、取引条件、貨物の引渡し及び所有権の移転時期、貨物代金の支払い、損失及び損害のリスクといった貨物の売買、貿易取引の基本条件についてS社と取り決めています。そして、個別の輸入に関し、A社から受けた発注書に基づき、自社システムに貨物の規格、数量、揚地、入港日等の個別情報を入力することにより、S社に対し貨物を発注し、その段階で個別の輸入に係る個別契約が成立するとされています。輸入貨物はC&F条件により売買され、「売買契約」によれば、損失及び損害のリスク並びに所有権についても、同取引条件に沿ってS社からC社に移転するものとされています。本件輸入貨物の輸入港までの運送にあたっては、S社が運送手配及び運送契約を行い、海上運送保険についてはC社が付保しています。

輸入貨物に係る瑕疵や数量不足が発生した場合の対応について、A社からの説明によれば、クレーム・損害賠償請求に対し、C社がS社に対し、対応を求めています。

以上の事実を考慮すると、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買は、C社とS社との間の売買であると認められ、当該売買が法第4条第1項にいう「輸入取引」に該当し、C社が買手、S社が売手と認められます。

(2) C社とA社及びB社との間の取引について

B社はC社から輸入貨物を購入するにあたり、「輸入販売契約」を締結しています。そして、同契約に基づき、B社とC社は、発注計画、販売状況、今後の予測、在庫確認、納期等につき協議します。

そして、個別の輸入について、B社はA社に対し規格、数量、製造時期、揚地、入港日、使用するコンテナ、取引条件（CIF）等を記載した発注書を送付し、A社は同発注書をC社に送付し、C社は同発注書の内容をシステムによりS社に発注しています。

しかし、C社及びS社との「売買契約」において、C社はS社に対し、製造に関する予測を提供するとされていますが、それは契約者であるC社を拘束せず、C社の注文により数量が確定するとされています。よって、C社による発注によりS社との取引が成立していると考えられます。さらにB社及びC社との「輸入販売契約書」には貨物の輸入に関する記載はなく、発注書記載の取引条件（CIF）についても、輸入貨物の価格算出資料から貨物代金の内訳の一つであると考えられます。また、輸入貨物の所有権並びに損失及び損害のリスクは保税地域においてC社からA社に移転するとされています。

以上のことから、C社とA社及びB社の取引は、国内取引であると認められます。

3. 結論

本件輸入貨物は、C社を買手、S社を売手とする輸入取引により輸入されたものと認められることから、法第4条第1項本文の規定により、当該輸入取引に関し買手であるC社が売手であるS社に対し又はS社のために、輸入貨物につき現実に支払った又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格が課税価格となります。

具体的には、C社がS社に対し支払う仕入書価格（C&F条件）にC社が支払う海上保険料を加えた額となります。